

日時：令和4年5月18日（水）15：10～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤坂参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第206回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「令和3年度年次報告（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは「令和3年度年次報告（案）について」、御説明いたします。

年次報告につきましては、個人情報保護法第163条において、「委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その内容を公表しなければならない」と規定されていることを踏まえ、資料のとおり取りまとめているものでございます。

資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料になります。本日は、資料1-1に基づき御説明いたします。

資料1-1の概要資料は、本体資料の第2章の令和3年度の委員会の所掌事務の処理状況の内容について、大きく五つの項目に分け、取りまとめております。

一つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。令和2年改正法の円滑な施行に向けた取組としては、令和2年改正法の全面施行に向け、民間部門に関するガイドライン等の改正等を行いました。

次に、個人情報保護制度の一元化に関する取組としては、デジタル社会形成整備法の公布を受け、政令、規則及び民間部門に関するガイドラインの改正を行うとともに、新たに公的部門に関するガイドライン等を策定しました。

資料の2ページ目の一番上に記載の「個人情報の保護に関する基本方針」について、その一部変更に向けた手続を進めたほか、個人情報保護法に基づく監督等に関する取組として、LINE社に対する指導や、多数の破産者等の個人データをウェブサイトにて違法に提供していた事業者に対する命令を実施しました。

次の個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等に関する取組としては、PPCビジネスサポートデスクにおける相談受付や、犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会の開催を行いました。

資料の3ページ目でございます。二つ目の項目は、「マイナンバー法に関する事務」でございます。マイナンバー法に基づく監督等に関する取組としては、令和2年及び令和3年のマイナンバー法の改正等を踏まえ、ガイドライン及びQ&Aを改正しました。

また、地方公共団体等から、特定個人情報の取扱いに関し、研修・監査等の実施状況やシステムの管理に関する事項等について定期的な報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

次に、特定個人情報保護評価に関する取組としては、委員会に提出された全項目評価書を審査の上、承認しました。

資料の4ページ目でございます。三つ目の項目は、「国際協力」でございます。

1番目の「信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進」に関する取組としては、欧州・米国関係機関との対話、OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおける議論、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルに丹野委員長、大島委員に参加いただき、各国のデータ保護・プライバシー機関等と議論を行いました。

また、2番目の「国際会議への参加」の項目に記載のとおり、APPAフォーラムやGPAをはじめ、様々な国際会議に参加しました。

3番目の「地域別対話」に関する取組としては、特にEUと、日・EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みのレビューに関する作業を行い、令和3年10月に委員級の相互レビュー会合を開催しました。

資料の5ページ目でございます。四つ目の項目は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応」でございます。令和3年12月からデジタル化されたワクチン接種証明書について、その利用が個人情報保護法を遵守したものとなるよう、関係省庁と連携し、証明書を利用する事業者に対して注意喚起を実施しました。

最後の五つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。

まず、「相談受付」に関しましては、相談受付件数が全体として増加し、事業者を中心に、令和2年改正法及び令和3年改正法に関する相談や、新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱い等に関する相談が多く寄せられました。

次に、「広報及び啓発」に関する取組としては、令和2年改正法の全面施行に向け、研修会等に講師を派遣して改正法等の内容を解説したほか、改正法に関する特設ページ等に動画形式等のコンテンツを掲載し、事業者向けのハンドブック、リーフレット等の作成を行いました。

内容については以上となります。

今後、閣議請議等の手続を経て国会に報告し、その後、本議題の資料、議事録及び議事概要について委員会のホームページに公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いしたいと思います。

高村委員。

○高村委員 令和3年度における委員会活動の大きな成果として、個人情報保護制度の一元化を挙げることができます。

まず令和3年度以前から検討、議論を行ってきた個人情報保護法の改正等を伴う改正法案が、令和3年5月に成立しました。

また、この令和3年改正法のうち、本年4月に施行された改正部分については、幅広い主体からの御意見を踏まえた上で、迅速に政令、規則、ガイドライン等の制定及び公表を行いました。

今年度は、来年4月に施行される改正部分についても、地方公共団体における準備作業に対する支援等を含め、滞りなく施行できる準備を行っていく必要があります。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますか。

浅井委員。

○浅井委員 年次報告の御説明、ありがとうございます。

令和3年度の監視・監督活動を振り返りますと、積極的な活動を行えたと考えています。特に、世の中からの注目度も高かったLINE社に関する事案について立入検査から指導までの確な対応を行ったことや、多数の破産者等の個人データをウェブサイトにて違法に掲載した者に対し命令を行ったことなど、大きな実績も残しました。

本年4月以降、個人情報保護制度の一元化による委員会の監視・監督権限の拡大に伴い、行政機関等に対する監視活動など新たな活動が始まっています。これまでの監視・監督活動で得られた知見をいかして、引き続き、効率的かつ効果的に当該活動を行う必要があると考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今、お二人から御意見を承りましたが、この年次報告を通じて令和3年度を振り返ってみますと、それぞれの分野で適時適切な取組を行うことができたと思っております。

例えば、国際分野につきましては、G7各国のデータ保護・プライバシー機関による初めてのラウンドテーブル会合において、各国と率直な意見交換を行い、協力関係を一層深めました。

また、令和3年度は、改正法の施行を控えた中で、法制度や当委員会に対する世の中からの注目度が一段と高まった年ではないかと考えています。それは、事業者からの問合せを中心に、私どもの電話相談窓口である「個人情報保護法相談ダイヤル」の受付件数が、

前年度の15,000件超から令和3年度は21,237件に大幅に伸びたことが、その事実を物語っていると感じております。

今後も、法制度や組織の発信に一層力を入れていくとともに、こうした形で寄せられる国民の声に真摯に耳を傾けて、施策を行っていくことが重要だと思っております。

本年度においても、国民の安全・安心を確保し、国民から信頼される組織を目指して、これまで以上にしっかりと責務を果たしてまいらねばと思っております。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、今後、閣議請議等の国会報告に向けた手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

また、その際、技術的な修正については、私に御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。先ほどの事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、農水産業協同組合貯金保険機構から「農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書」が、当委員会に対し提出されましたので、事務局より概要を御説明いたします。

今回は、特定個人情報保護評価規則第15条等に基づく、直近の評価書の公表から5年を経過する前の評価の再実施に当たるものです。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づく評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料2-1に基づいて、農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務の全項目評価書の概要を御説明します。

まず、評価対象の事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。評価対象の事務は二つございます。

一つ目は、中段の「①組合の破綻処理時の名寄せにおける利用」です。破綻組合等において作成された貯金者等データの提出を受け、同一の貯金者等が保有している複数の口座を集約し合算する、「名寄せ」を行う事務です。

二つ目は、下段の「②名寄せ用データのシミュレーションテスト時の取扱い」です。組合破綻時の円滑な名寄せを確実なものとするために、平時から、組合より名寄せに必要な貯金者等データの提出を受け、機構指定のフォーマットに準拠しているか等の検証を行う事務です。

評価対象の事務の内容は、前回と変更ございません。

5年経過前の評価の再実施については、保護評価規則等において、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢等に変化が生じることから、直近の評価書の公表から5年を経過すれば、リスク対策などを見直す必要性が高くなることが想定されるため、努力義務として規定しております。

今回、機構は、そのような保護評価規則等の趣旨や5年間の事務の運用実績等を踏まえて、リスクの識別・分析を改めて実施した上で、改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた記載内容の充実の観点からリスク対策等の内容を追記しております。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。いずれも、従前から実施していたリスク対策について、今般、記載を明確化したものとなっております。

まず、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策についてです。28ページ中段の「⑤物理的対策」を御覧ください。データセンター内のサーバ室に機器や電子記録媒体等を持ち込む場合は、データセンター入館入室権限申請の承認者に申請して許可を受けること、同室への撮影機器や携帯電話の持込みが禁止されていること等が記載されております。

また、29ページ下段の「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」を御覧ください。情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受けること等が記載されております。

続いて、その他のリスク対策についてです。37ページ上段の「①自己点検」を御覧ください。自己点検の結果、全体として遵守率が低かった項目については、職員への注意喚起、研修内容への反映を行い、機構全体として改善を図っていること等が記載されております。

また、同ページ下段の「3.その他のリスク対策」を御覧ください。情報セキュリティに関する規程等は政府統一基準群に準拠し、政府機関等と同等の対策を講じていること、情報セキュリティインシデントに対処するため、貯金保険機構CSIRTを設置するとともに、機構が保有する情報及び情報システムのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入していることが記載されております。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

まず、目次中「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、20ページを御覧ください。先ほど、概要説明でも触れておりますが、「5年間の社会情勢の変化や運用実績等を踏まえた特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策を具体的に記載しているか」といった観点で審査し、問題は認められませんでした。

続きまして、21ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められませんでした。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、農水産業協同組合貯金保険機構に対して委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの御説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「行政機関等に対する施行状況調査の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「行政機関等に対する施行状況調査の実施について」、御説明します。

まず、1の施行状況調査の概要について、(1)としまして、委員会が施行状況調査を実施することとなった経緯について御説明します。施行状況調査は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正前においては、行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、総務省が実施していたものです。

今般の改正によりこれらの「行個法」及び「独個法」が廃止され、個人情報保護法に一元化されたことに伴い、今後は個人情報保護委員会において引き続き実施することとなりました。

(2)の根拠規定ですが、個人情報保護法第162条に定めがあります。同条の第1項において、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、個人情報保護法の施行の状況について報告を求めることができるとされており、同条第2項では、委員会が毎年度この報告を取りまとめ、概要を公表することとなっています。

(3)の施行状況調査の対象ですが、個人情報保護法上は「行政機関の長等」とされており、現時点では、行政機関及び独立行政法人等がこれに含まれます。

また、デジタル社会形成整備法第51条による改正後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人も含まれることとなるため、調査対象が拡大します。

(4)の具体的調査内容については、資料の別添1-1を御参照ください。この表は、左列に公的部門の規律のみが適用される行政機関等一般の調査項目を、右列に民間部門の規律も適用される別表第2に掲げる法人等の調査項目を記載したものです。左右の列で違いのある項目を赤字で示しており、黄塗りにしている項目は、従前総務省が実施していた施行状況調査から増加させた調査項目です。

今般の改正により、従前行政機関等に課されていた安全確保の措置の規定が精緻化され、安全管理措置に関する規定として整備されたこと及び個人情報保護委員会が行政機関の長等に対する監視権限を付与されたことを踏まえ、表の一番下の付票2、また、別表第2に掲げる法人については付票3も用いて、安全管理措置に関する調査項目を拡充しています。

また、安全管理措置に関する調査項目以外にも、改正に伴い新たに作られた制度等については、総務省による従前の調査から項目を増やしています。

なお、後で御説明しますが、別添1-2のとおり、今年度実施する調査については、令和3年度中の行個法・独個法の施行状況を調査することとなるため、改正に伴い新たに作られた制度等については調査対象外としています。

本文に戻りまして、(5)の調査方法等についてですが、総務省が実施していた際には、前年度の行個法及び独個法の施行の状況を当年度において調査し、その概要を当年度内にウェブサイトに掲載する方法で公表していました。個人情報保護委員会が実施する調査についても、令和4年度及び令和5年度の実施方法については、おおむね総務省の実施方法を踏襲したいと考えております。

続いて、資料の2ページ目、「2. 令和4年度実施の施行状況調査について」、まず、(1)の概要ですが、令和4年度は、行個法・独個法から個人情報保護法への制度移行期であり、施行状況調査では前年度の施行状況を調査することとなるため、今年度のみ、個人情報保護法ではなく行個法及び独個法の施行の状況を調査することとなります。

行個法及び独個法の施行の状況について、個人情報保護委員会が調査を行うことができる点については、デジタル社会形成整備法附則第3条第7項に経過規定が定められており、当該規定に基づいて調査を行うこととなります。

そのため、(2)の根拠規定に記載のとおり、行政機関等に関しては、当該経過規定及び行個法第49条に基づき、また、独立行政法人等に対しては、当該経過規定及び独個法第48条に基づき、それぞれ施行状況調査を実施することとなります。

(3)の今年度の調査対象機関ですが、令和3年度中に行個法の適用を受けていた行政機関全て及び同じく令和3年度中に独個法の適用を受けていた独立行政法人等全てで、行政機関については49機関、独立行政法人等については191法人を予定しています。

(4)の調査内容は、令和3年度における行個法及び独個法の施行状況であり、具体的な調査項目は別添1-2のとおりとなります。

この表では、行政機関については行個法の施行状況を、独立行政法人等については独個法の施行状況をそれぞれ調査することとなるため、行政機関と独立行政法人等で列を分けています。調査項目は御覧のとおり、従前の総務省の調査に加え、黄塗り部分を増加させています。

4番の非識別加工情報ファイルについては、行個法・独個法上の制度ですけれども、これらの制度の中で唯一、総務省ではなく個人情報保護委員会の所管となっていたため、総務省の調査では調査対象外とされていたものです。

また、一番下の付票2については、行個法・独個法上も安全確保措置として一定の体制整備が要請されていたことから、令和3年度末における安全確保措置の規定の整備状況を調査することとしています。

そのほか、主な調査項目は、1番の個人情報ファイルの保有状況、3番の個人情報ファイルの利用目的以外の利用または提供の状況、5番の開示請求の状況、9番の保有個人情報の不適正管理事案の状況です。

本文に戻りまして、(5)の調査方法等について御説明します。

施行状況調査の実施について、委員会で御了解をいただいた後、令和4年5月中に、実施通知を調査票とともに行政機関及び独立行政法人等に送付する予定であります。その後、9月末日までに調査票の提出を受ける予定です。

調査票受領後、回答の分析等を行った上で、年度内、すなわち令和5年3月末日までに報告内容を取りまとめ、個人情報保護委員会ウェブサイトで公表を行う予定であります。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

これから個人情報保護委員会が実施する施行状況調査では、従前の総務省による調査に加え、各行政機関等における安全管理措置に関する調査項目も新たに追加することになりますが、これらを定点的・悉皆的に調査することは、国民の行政機関等に対する信頼を担保する観点から意義があると考えます。

この調査を円滑に実施して、その結果を対外公表するとともに、今後の監視にも有効に活用していくべきであると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進捗を進めてください。

本日の議題は以上になります。

本日の会議の資料については、議題1の資料、議事録及び議事概要は後日公表することとし、それ以外の議題の資料、議事録及び議事概要は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。